

インボイス制度に向けて必要な対策

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。適格請求書等保存方式の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」（いわゆるインボイス）等の保存が仕入税額控除の要件となります。また、インボイス制度が導入される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請書を提出しなければいけないことから本制度の対応策について早急に検討する必要があります。

インボイス制度は課税事業者だけでなく、免税事業者にも影響があります。昨年、一昨年に続いて、本年も『インボイス制度』をテーマに、制度の概要や組合が検討すべき事項等について解説いたします。消費税の仕組みから、インボイス制度の概要まで細かく説明いたします。是非、ご参加ください。

■日時：令和4年7月7日（木）14:00～16:00

■会場：ホテルグランヴェール岐山 3階「鳳凰」

（岐阜市柳ヶ瀬通6-14）

※オンライン（Zoom）による同時配信を実施します。

■定員：【会場】50名 【オンライン】30名

※いずれも先着順です。

■講師：森靖税理士事務所 税理士 森 靖 氏

<セミナー詳細>



- 改正のスケジュール
- 区分記載請求書等保存方式の実務
- 適格請求書発行事業者登録制度
- 適格請求書発行事業者の義務等（売り手の留意点）
- 仕入税額控除の要件（買い手の留意点）
- 税事業者の留意事項
- 登録申請について
- 組合が検討すべき課題

（①組合が免税事業者、組合員が課税事業者、②組合が課税事業者、組合員が免税事業者）

※最新情報で詳しく解説します

裏面参加申込書により、6/27（月）までにFAX：058-273-3930 まで送付ください。

《新型コロナウイルス感染症対策について》

◇会場では、講師や参加者との距離を開け、換気等を行います。

◇発熱、体調不良等の方のご参加はご遠慮ください。

◇参加者は、マスク持参・着用、アルコール消毒など、ご自身での感染対策にご協力ください。

-インボイス制度に向けて必要な対策-
参加申込書

岐阜県中小企業団体中央会 企画振興課 行

FAX : 058 (273) 3930

令和4年 月 日

所属【組合・企業等】

担当者名

TEL ()

FAX ()

講習会に参加を希望される方は下記の必要事項をご記入の上、**6月27日(月)までにFAXにてご連絡頂きますよう**宜しくお願い致します。

役職名	氏名	参加方法に○	オンライン配信希望の方はメールアドレスをご記入ください。
		会場・オンライン	

※ご記入いただいたメールアドレスへオンライン配信に係る手続き等ご連絡致します。

■お問い合わせ

岐阜市藪田南5丁目14番53号 OKB ふれあい会館9階

岐阜県中小企業団体中央会 企画振興課 (墨) TEL : 058-277-1101 FAX : 058-273-3930